

駐在員や留学生在がロシア連邦を仕向地とする 支払手段を輸出する際の許可申請手続の簡素化 (外国為替及び外国貿易法に基づく許可申請手続)

ロシア連邦を仕向地とする支払手段(銀行券・政府紙幣に限る。)を輸出する際には、一部の例外を除き、財務大臣(税関長)の許可が必要となります。

本邦に所在する企業又は団体等のロシア連邦における現地法人・支店等で勤務する目的で本邦から派遣される駐在員や同国への留学期間が2年以上の留学生については、生活費等として支払手段を輸出する際の許可申請に当たり、これまで様々な資料の提出等をお願いしてきましたが、今後は、原則として、パスポート・査証のほか、次の書類の提出等をいただくことで、許可申請手続を簡素化します。

駐在員	生活費の輸出	社員証や赴任証明書等
	所属企業資金の輸出	企業からの指示書等その旨を証する書類
留学生	生活費の輸出	学生証や入学許可書等
	授業料等の輸出	授業料等の納付依頼書等

なお、許可申請書は、出国日又はそれより前に税関にご提出ください。出国日当日に申請する場合には、必要な資料が整っていない等の理由でご不便をおかけすることがありますので、余裕を持って事前にご申請ください。

また、これら駐在員・留学生について、駐在・留学中に本邦に一時帰国し、その後出国する際に生活費として支払手段を輸出する際には、包括許可制度がありますので、ご希望の方は申請時に、その旨税関職員にお伝えください。

注1:この取扱いは、原則として、「本邦人」及び「許可申請時に本邦の居住者」である駐在員・留学生に限られます。本邦人以外の非居住者や駐在・留学以外の目的でロシア連邦に出国される者については、上記とは別の資料の提出等をお願いすることがありますので、ご留意ください。

注2:留学期間が2年未満の留学生については、その滞在に伴い通常必要とする支払に充てられるものである限り、原則として財務大臣(税関長)の許可は不要となります。

注3:事案によっては、税関の審査において上記以外の資料の提出等をお願いすることがありますので、ご留意ください。

出張者について

本邦居住者の出張者がロシア連邦に滞在中、その滞在に伴い通常必要とする支払に充てる支払手段の輸出については、原則として財務大臣(税関長)の許可が不要となりますが、当該通常必要とする支払に充てるものに該当しない場合や所属企業の資金を輸出する場合には、許可申請が必要となります。

ロシア連邦を仕向地とする支払手段の輸出に係る関係告示の条文

外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件

外国為替令（昭和55年政令第260号）第8条1項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を次のように指定する。

一 [略]

二 居住者又は非居住者によるロシア連邦を仕向地とする支払手段（法第6条第1項第7号イに掲げるもののうち、銀行券及び政府紙幣に限る。以下この号において同じ。）の輸出。ただし、次に掲げる支払手段の輸出を除く。

イ ロシア連邦に滞在する居住者（※）がその滞在に伴い通常必要とする支払に充てられるもの

ロ ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人に対する支払に充てられるものであって、次に掲げるもの（10万円に相当する額以下のものに限る。）

(1) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの

(2) ロシア連邦に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの

(※):「居住者」とは、本邦(日本)内に住所又は居所を有する者をいいます。本邦からロシア連邦に出張や旅行等の目的で一時的に出国する者が上記告示第2号イに該当します。

お問い合わせ先
財務省国際局調査課外国為替室
電話 03-3581-4111 (内線 5289)